

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人 <u>住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	受取配当等の益金不算入割合の引上げ		
要望内容 (概要)	組合の上部団体への出資に対する配当については、受取配当の益金不算入割合を引き上げること。		
関係条文	〔 法人税法第23条 〕		
見込額	<p>[初年度] ▲1,298 ( - )      [平年度] ▲1,298 ( - )</p> <p>※仮に受取配当の益金不算入割合が50/100となった場合を仮定して試算（単位百万円）</p> <p>[改正増減収額] —</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 協同組合は構成員である農業者に最大奉仕をすることを目的とする相互扶助組織であり、協同組合等に対する支援の効果は構成員たる組合員等に及ぶことになる。地域経済の柱となっている協同組合を支援することによる地域経済の維持・活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度税制改正においては、「資産運用目的の場合は、他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要」とされ、持株比率5%未満の株式等（農協・森組・漁協の上部団体への出資はほとんど出資比率5%未満）に係る配当の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられたところ。</li> <li>一方、個々の組合の連合会又は農林中金（以下「連合会等」という。）に対する出資は、協同組合の性格上、出資比率に関わらず資産運用目的でないことは明らかである（注）。</li> </ul> <p>注）組合から連合会等への出資は法律の規定により連合会等の承認を得なければ譲り渡すことはできず、キャピタルゲインは期待できない。また、組合から連合会等への出資は、法律の規定により出資配当に上限が設けられ、インカムゲインも制約されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような状況にかんがみ、組合の上部団体への出資に対する配当については、受取配当の益金不算入割合を引上げることがを要望する。</li> </ul>		
本要望に対応する縮減案	■		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 (農協) 農業の持続的な発展 (森組) (漁協) 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 (農協) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等 (森組) (漁協) 漁業経営の安定農業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	本措置により、農協等の経営基盤強化を行うことにより、組合員たる農林漁業者に対する支援を強化し、農林漁業者の所得の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用件数見込み</p> <p>&lt;農協&gt; 579 件 (全国の総合農協及びその上部団体である都道府県農協連合会のうち課税所得が発生したものの数の過去3年平均から推計)</p> <p>&lt;森組&gt; 395 件 (全国の森林組合のうち課税所得が発生した組合数の3年平均から推計)</p> <p>&lt;漁協&gt; 727 件 (全国の漁協等(漁連・信漁連含み、全漁連・共水連農林中央金庫除く)のうち課税所得が発生した漁協等の数の3年平均から推計)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協同組合は、上部団体である連合会を形成することで、組合の事業の効率化、リスクの分散を図るとともに、スケールメリットを発揮しており、その成果の一部を配当として組合員に還元している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	協同組合等の事業分量配当の損金算入
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	農協等についての法人税の軽減により、事業の継続に必要な内部留保が確保され、組合の経営の健全性が維持されるとともに、適切な配当財源を確保することでその効果は出資者である組合員に波及し、組合員の農業経営の安定に寄与することとなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—